

# 質問に お答えします

調査報道については、国立大付属校の労務管理に関する調査を文部科学省が初めて行い、国立大学が法人化した2004年4月以降、2021年末までの間に、24法人で教員約3000人の残業代、つまり、時間外労働の割増賃金について合計15億5600万円が未払いになっていたことを、今年2月に公表しました。

## 学校教員の残業代

ものとしています。

国立大付属校の教員もかつては、この給特法が適用されていましたが、2004年の独立行政法人化に伴い、給特法の対象から外れたものの、その仕組みを維持していたために未払い残業代が発生してしまっただけのところが多いようです。文部科学省は分析しています。つまり、この調査結果

時間に対する割増賃金の支払いが必要ですが、公立の教員には、必要ありません。

公立学校の教員が、時間外労働に係る割増賃金の支払いを求める民事訴訟は、いくつもあります。基本的には給特法を基に退けられています。公立学校の教員が残業の未払い賃金の支払いを求めた訴訟の2021年10月

多くの教職員が学校長の勤務命令などから一定の時間外労働に従事せざるを得ない状況にあり、もはや教育現場の実態に適合していないのではないかと、思いを抱かざるを得ないと言及しました。

学校の教育現場での教員の過重労働の改善の必要性がいわれて久しいですが、なかなか改善が進んでいないようです。今年5月にある大学教授が、公立校の4割で教員が不足している状況にあるという調査結果を公表しています。

2019年には、1年単位の變形労働時間制の導入や残業上限（月45時間・年間360時間）とする指針の遵守について、給特法の改正がされていますが、教員全般への働き方改革の推進とその議論の中での給特法の更なる見直しも必要ではないでしょうか。

**問** 文部科学省の調査で、国立大学法人の教員についての残業代の未払いが判明したという報道がありました。学校教員は、いくら働いても残業代は支払われないと聞いたことがあります。

国立大学法人の教員、私学の教員、公立の教員で残業代の支払いに違いがあるのでしょうか、教えてください。

**答** まず、文部科学省の

公立学校の教員については、公立学校教員給与特別措置法（給特法）に基づき、残業は生じないという前提の下で、時間外・休日労働にかかる手当の支給をこの法律は明確に記載しています。月額給与の4%を「教職調整給」として支給して、臨時突発的な勤務や教員自身の自発的な時間外・休日労働にかかる賃金に充てる

では、私学の教員と同じように、国立大付属校の教員も、実際に働いた残業や休日勤務についての割増賃金の支払いが必要であるという労働基準法の適用を全面的に受けるにもかかわらず、その認識に欠けていたとのことようです。

国立大学法人や私学の教員については、時間外労働や休日労働を行ったの地裁判決では、労働基準法上の法定労働時間の規制を超えた労働があったと認めただけで、残業しなければ業務が終わらない状況が常態化しているなど、たとまでは言えないなどとして請求を棄却しました。この判決で裁判長は、残業代を支払わない代わりに月額給与の4%を支給する給特法について、原告の勤務実態を見ると、